園芸施設共済

制度改正により、画像による損害評価が可能に！

スマートフォン等の情報通信機器の普及により、以前より鮮明度の高い画像やその他の損害を認定するために必要な情報の送受信が可能となっていることから、今般、加入者が撮影した画像により被害状況を確認する損害評価方法を新たに導入いたしました。

台風により原形を失ったハウス（全壊）

- **当該ハウスが自然災害等により原形を失った（ハウス本体の全壊）場合に限り加入者本人が撮影した画像を活用します。（組合から指示があるまでは、現場の状態を保存願います。）**
- **大規模災害発生時の迅速な対応を可能にし、復旧作業にも早期に着手できます。**

画像評価の実施手続き

画像評価の実施を希望される場合は、加入申込時にその旨を届け出る必要があります。

（注意）共済責任期間の途中で実施の有無を変更する事は出来ません。

爆弾低気圧による強風で原形を失ったハウス（全壊）

- **秋田県では令和2年12月～令和3年1月に発生した大雪による事故3,638棟のうち、2,065棟が全壊。**
- **近年は過去にない気象災害が各地で発生しております。これを機に画像評価実施をご検討ください。**

本所	〒010-0001 秋田市中通3丁目4-50 TEL 018-884-5222	北鹿支所	〒018-5201 鹿角市花輪字囲田66 TEL 0186-23-7401
北秋田山本支所	〒016-0814 能代市能代町字中川原33-43 TEL 0185-54-5540	中央支所	〒010-0954 秋田市山王沼田町1-14 TEL 018-865-1701
由利支所	〒015-0871 由利本荘市尾崎17 TEL 0184-24-3301	仙北支所	〒014-0001 大仙市花館字西石田38 TEL 0187-63-1066
横手市支所	〒013-0060 横手市条里三丁目1-7 TEL 0182-32-4150	雄勝支所	〒012-0804 湯沢市杉沢字森道下225-4 TEL 0183-73-7131

備えの種をまこう。

共済事故発生後の手続等は…

まずは事故受付フォームからお問い合わせください

○右記の二次元コード又は[https://formok.com/f/k6ggra5x]にアクセスして
ご自身の情報やハウスの被害状況、被害が確認できる写真データを送信して下さい。
※データ送信時には、ご自身のデータ通信量が消費されますので、ご注意下さい。

ポイント

①当該ハウス（附帯施設、施設内農作物も含む）が**原形**を**失っているか**

②写真撮影時には、**下記にある撮影イメージを参考に複数枚撮影**して下さい。

被害画像（**撮影年月日データ**を**記録**したもの）が電磁的方法により速やかに送付できるか（撮影器具や通信環境の確認など）

③近隣に一部損害を受けた被害ハウスが存在するか
（注意）被害状況によっては職員による**現地評価**が**必要**になる場合があります。

NOSAIからの連絡を待ちましょう

○送信した翌日(休日の場合は翌営業日)までに、NOSAIから連絡があります。

ポイント

①災害の影響等により**安全**に撮影ができない場合は、撮影が**可能**となる見込みをNOSAIに連絡してください。

②**画像**での判断又は**現地評価**により損害評価を行います。NOSAIから**連絡**があるまでは**撤去復旧**を行わないでください。

（注意）組合からの指示がある前に撤去復旧を行った場合は共済金の一部又は全部をお支払いできない場合があります。

撮影のイメージ

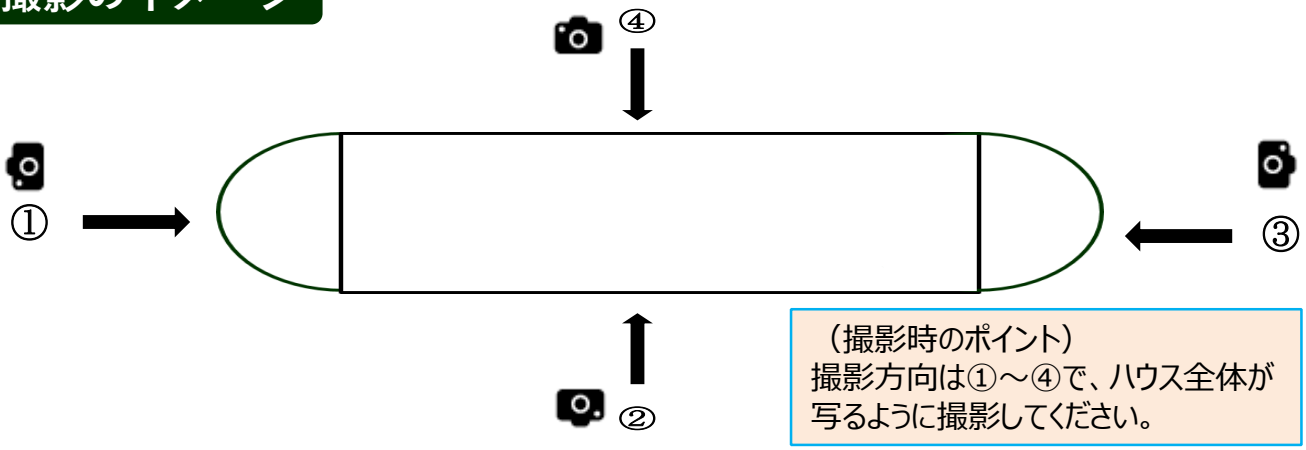

（撮影時のポイント）
撮影方向は①～④で、ハウス全体が写るように撮影してください。

その他

○共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）を利用した被害申告方法もございます。詳細を知りたい方は最寄りの支所までご連絡ください。